

令和 7 年度

財政援助団体等監査結果報告書

昭島市監査委員

令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政的援助を与えていいる団体等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの監査及び当該団体等の所管部課の監査

第2 監査の対象

財政援助団体	所管部課
市立武蔵野会館運営協議会	市民部生活コミュニティ課

第3 監査の範囲

令和6年度に交付された「昭島市公共施設地域管理補助金」に係る出納その他の交付手続

第4 監査の実施日、実施場所

- 1 実施日 令和7年11月19日(水)
- 2 実施場所 監査事務局

第5 監査の期間

令和7年8月19日から令和7年12月25日まで

なお、書類調査については、令和7年8月19日から同年10月28日までの間で実施した。

第6 監査の手続

財政的援助を与えていいる対象団体及び当該団体の所管部課から関係書類の提出を求め、監査の着眼点を基に、当該書類の審査及び決算計数との照合並びに関係職員等からの説明の聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の着眼点

- 1 所管部課
 - (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
 - (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。
 - (3) 補助金の額の算定、交付方法、交付時期、手続きは適正か。
 - (4) 補助金の効果及び条件の履行確認は、実績報告書によりなされているか。
 - (5) 補助金実績報告の審査は、証拠書類等に基づき行われているか。

- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 事業計画書、予算書、事業報告書、決算書等と市へ提出した補助金交付申請書、実績報告書等は符合しているか。
- (2) 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 補助金の収支会計経理は適正に行われ、出納関係の帳票の整備、記帳は適正か。
- (4) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (5) 会計処理上の責任体制、内部統制は有効に機能しているか。
- (6) 団体の監査は、有効に機能しているか。
- (7) 団体の諸規程等は、整備されているか。

3 その他

- (1) その他、昭島市監査基準に定められている事項。

第8 市立武蔵野会館運営協議会の概要

1 設置目的

市立武蔵野会館運営協議会は、昭島市と協働し市立武蔵野会館の運営を行うとともに、地域住民のより良い生活環境づくりをめざし、個人・団体・機関が主体的に協力連携して、地域課題解決に向けた活動を通じて新しいコミュニティづくりを推進するために設立された。

2 事務所所在地

東京都昭島市中神町1172-1

3 組織

- (1) 役員（令和7年3月末日現在）

会長	1名
副会長	5名
事務局長	1名
副事務局長	1名
総務	2名
会計	1名
監事	2名
顧問	1名

(2) 構成員 60名（令和6年4月1日現在）

第9 協議会実施事業の概要

1 武蔵野会館の運営

会館施設の維持管理、管理員の採用・任用・給与管理等

2 地域課題解決のための活動

3 コミュニティ育成活動

会館まつりの企画運営等

4 広報活動

年4回会報誌の発行等

第10 監査の結果

1 対象団体（市立武蔵野会館運営協議会）

地域コミュニティ活動の場として、地域住民のより良い生活環境づくりを維持していくために、安全まちづくり委員会をはじめ、健康づくり、防災活動など、地域課題解決のさまざまな取組に努められていることを確認した。当該補助金に係る出納事務、申請等手続については、おおむね適正に処理されているものと認められた。なお、補助金の使途は、主に武蔵野会館の管理員の給与であり、管理員についても施設の維持管理に注力していることを確認した。

一方で当該補助金の経費については、使途内容により通帳と出納簿を分けていることもあり、会館管理に必要な消耗品に係る領収書の証拠書類と補助金からの入出金が報告内容ではわかりにくい部分があり、検討の余地がある。このため、可能であれば精算した金額を通帳に返還し、通帳の入出金額及び残高が預金出納帳と一致するように管理するとともに、仮払金の精算は預金出納帳とは別に仮払金の出納帳で内容が確認できるようにするなど効率的に対応されたい。消耗品の購入等に必要なため仮払いとして保管している現金は、引き続き、安全で確実な保管の取扱いに努められたい。また、管理員の給与支払事務に関しては、今後の運用について所管課と検討いただき、源泉徴収事務について適切な取扱いが行われるよう進められたい。

2 所管部課（市民部生活コミュニティ課）

市立武蔵野会館運営協議会への当該補助金に係る交付等事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。なお、協議会からの申請書において提出日の收受印で対応してきた経過があり、申請書の申請日を必ず記入してい

ただき、日付の確認をする適正な受理の実施となるよう改善されたい。また、補助金の精算に係る実績報告書の審査方法は、協議会の監事による監査の結果に依拠するだけではなく、所管課においても、監査証拠書類が帳簿等と適合しているかなど審査を行うことが必要である。

管理員の給与支払事務及び労務管理が円滑かつ適正に行われるよう補助金の原資である市の所管課として、引き続き協議会との綿密な対応に取り組まれたい。

3 監査委員意見

本市では現金（公金）を取扱う部署については、現金の取扱手順書を原則作成している。市立武蔵野会館運営協議会においても所管課と相談し、現金を取扱う管理体制として、手順等が説明された現金取扱マニュアルを整備していただきたい。

会館管理員の給与支払事務に付随する源泉徴収等の取扱いに関しては、所管課が適宜連携し、適切に事務手続を行うことに努められたい。

昭島市コミュニティ構想に伴うコミュニティ協議会設立の促進が平成 17 年に図られた当時から、20 年の長きにわたり現在まで、協議会におかれでは、地域の絆づくり、地域コミュニティの活動の場として、武蔵野会館を管理運営され、地域の課題解決を目指した様々な取組にご尽力いただいていることに、この監査を通して改めて敬意を表するものである。会館の運営管理のほか管理員の雇用という側面や労務管理も担っており、今後の運営にあたり役員の方の業務の困難性も理解できるところである。

市立武蔵野会館運営協議会が地域コミュニティとしての活力ある魅力を備え、そこに集う地域住民のかけがえのない拠点づくりとして発展していくためにも、市においては協議会の要望も踏まえ、どのように運営していくことが最善なのか、協議会との協議を重ねながら将来の方向性を定めていただくことに取り組まれたい。